

# 中津川市放課後児童健全育成事業実施要綱

平成 19 年 9 月 1 日決裁

中津川市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成 13 年 4 月 1 日決裁）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

（実施主体及び運営主体）

第 2 条 本事業の実施主体は中津川市とし、事業の運営は放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に委託して行うものとする。

2 前項の委託を行う児童クラブは、市長が指定する。

（対象児童）

第 3 条 本事業の対象児童（以下「放課後児童」という。）は、法第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校 1～3 年に就学している児童とし、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校 4 年生以上の児童）も加えることができるものとする。

（運営）

第 4 条 本事業の運営は、次により行うものとする。

（1）本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れること。

（2）放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。

（3）本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間 250 日以上開所すること。（ただし、平成 21 年度までは、経過措置として 200 日以上とすることができる。）

また、開所時間については、1 日平均 3 時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として 1 日 8 時間以上開所すること。

（4）本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。

なお、同じ建物内で、放課後子ども教室推進事業など、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

- (5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が71人以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの転換に努めること。（ただし、平成21年度までは、経過措置として1クラブ当たりの児童数を71人以上とすることができる。）
- (6) 本事業は、法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- (7) 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (10) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。

（事業の内容）

第5条 本事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確保、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

（児童クラブの組織）

第6条 児童クラブの組織は、次のとおりとする。

- (1) 児童クラブは、規約を有し、5人以上の委員で組織する運営委員会を設置し、

代表者1人を置くものとする。

(2) 児童クラブは、放課後児童を10人以上(ただし、開設日数が200～249日の場合は、20人以上に限る。)有するものとする。

(3) 児童クラブは、放課後児童指導員のうち、専任の指導員(以下「専任指導員」という。)を1名以上配置するものとする。

また、専任指導員を補助する立場として、必要に応じて補助指導員を配置するものとする。

(4) 児童クラブは、第1条に定める目的と異なるスポーツクラブや塾等、営利を目的としたり、公共性に欠けたりしてはならないものとする。

(5) 児童クラブは、政治的又は宗教上の組織に属さず、かつ、政治的又は宗教上の活動を行ってはならないものとする。

(利用料)

第7条 児童クラブは、放課後児童の保護者から利用料を徴収できるものとする。

(開設届)

第8条 委託を受けようとする児童クラブの代表者は、あらかじめ児童クラブ開設届を市長に提出するものとする。

(指導、調査等)

第9条 委託事業の適正かつ円滑な運営を期するため、市は、必要に応じて児童クラブの調査を行い、運営の指導を行うものとする。

2 児童クラブは、前項による調査資料を市に提出するとともに運営を改善するものとする。

(実績報告)

第10条 児童クラブの代表者は、事業の実績報告として、当該年度の事業終了後、速やかに次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 開設日数、開設時間等が確認できる書類

(2) 収支決算書

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行し、平成19年度の事業から適用する。